

# 高圧ガスの販売について

仙台市消防局予防部危険物保安課

# 目次

1. 高圧ガスの販売方法
2. 現物販売と伝票販売
3. 高圧ガスの販売に係る法令基準
4. 高圧ガス販売 Q & A



# 1. 高圧ガスの販売方法

はじめに、高圧ガスの販売がどのように行われるかについて、主な販売方法を示します。

## 高圧ガスの主な販売方法

- ① 充てん容器による引き渡し 👉 **最も多い販売方法です**
- ② ガスローリーによる貯槽への充てん
- ③ 導管による供給
- ④ 冷媒が封入されている冷凍機（冷凍能力20トン以上のもの）の販売
- ⑤ 空調設備等の冷凍機への冷媒の充てん

高圧ガスの販売は主に上記①～⑤の方法によって行われています。

販売方法や販売する高圧ガスの種類によって、備えるべき帳簿や有資格者の配置など異なる部分もありますが、高圧ガス保安法で定める基準は共通で課せられますので、この機会に確認していきましょう。

**Point**



ここからは、最も多い販売方法である①の『充てん容器による引き渡し』を例にして、高圧ガスの販売形態について説明していきます。

## 2. 現物販売と伝票販売

充てん容器による引き渡しの販売は・・・

### 【現物販売】

販売事業者 A が注文を受け、販売先（顧客）へ販売事業者 A が直接容器を納品する販売形態  
※この場合、販売事業者 A が納品する充てん容器を貯蔵・管理している

### 【伝票販売】

販売事業者 A が注文を受け、容器の納品は高圧ガスの充てんを行っている第一種製造事業所や、高圧ガス貯蔵所を所有している販売事業者 B へ委託する販売形態  
※この場合、販売事業者 A は納品する充てん容器を貯蔵・管理していない

大きくこの2つの販売形態に分けられます。

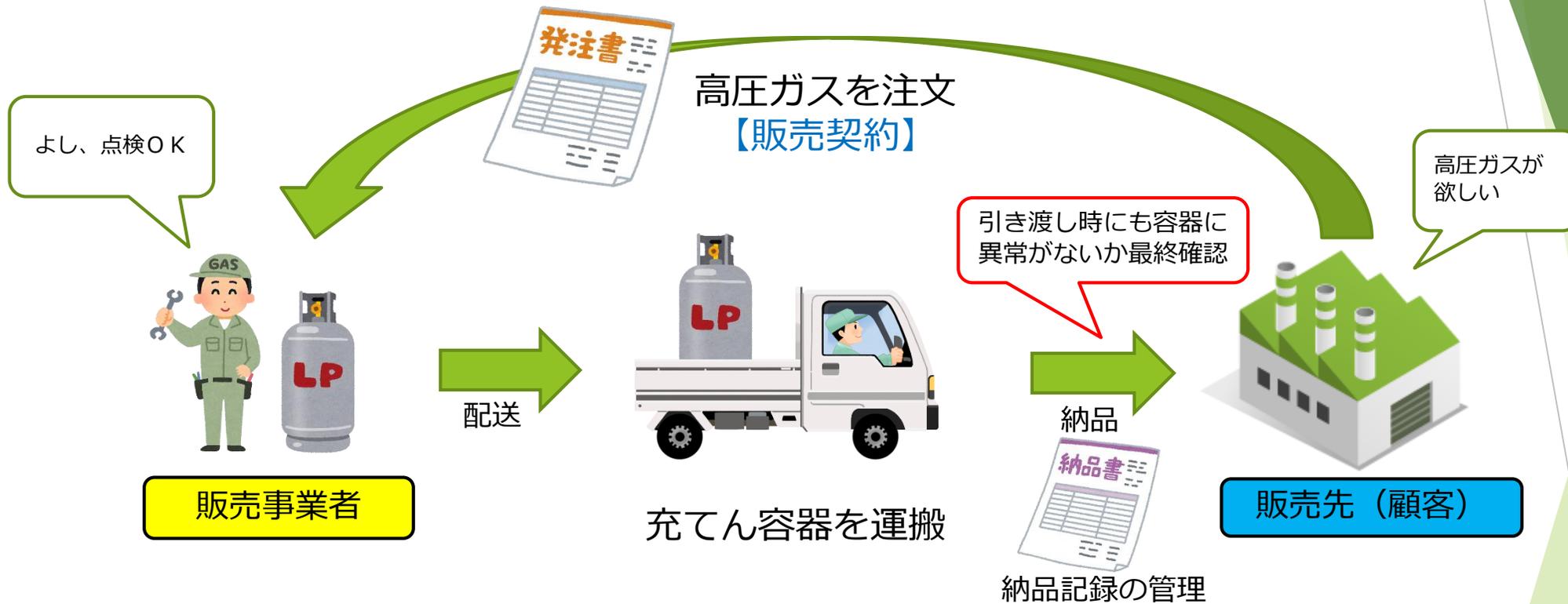
2つの販売形態で注目すべき違いは、充てん容器の管理者です。

【現物販売】では、充てん容器の貯蔵・管理及び引き渡しの際には容器に異常がないか点検するのは販売事業者です。

【伝票販売】では、充てん容器の貯蔵・管理及び引き渡し時の点検は納品する事業者が行います。

文字による説明では分かりづらいと思いますので、ここでまず【現物販売】の場合の受注から納品までの流れについてイメージ図で確認してみましょう👉

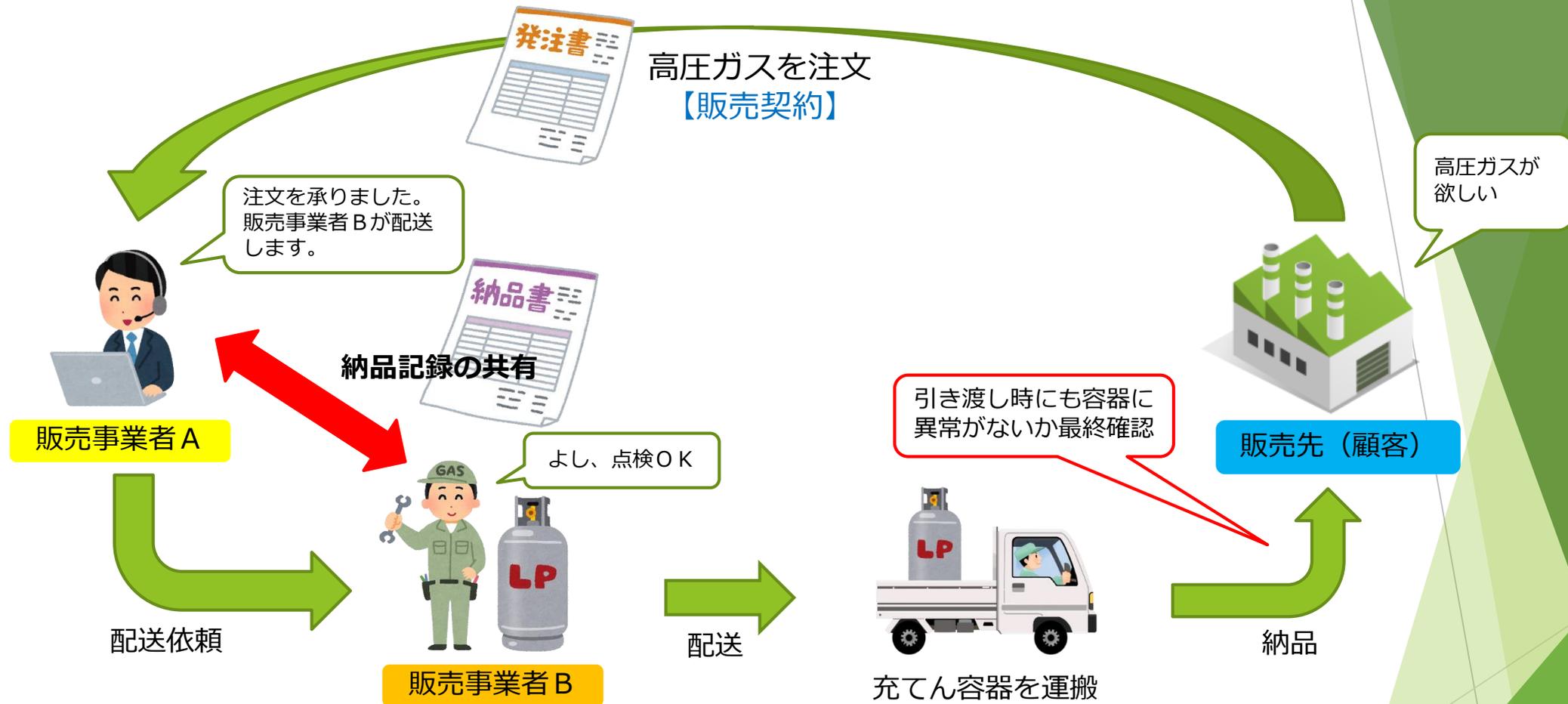
# 充てん容器の引き渡しによる【現物販売】



【現物販売】の流れはこのようなイメージとなります。  
現物販売を行う際に販売事業者が果たすべき責務として**容器の点検・納品記録の管理**の他、販売するガス種によっては**周知義務**などがあります。  
(詳細は後ほど説明します)

続いて【伝票販売】のイメージを見ていきましょう👉

# 充てん容器の引き渡しによる【伝票販売】



このイメージは販売事業者Aが販売先（顧客）に対して伝票販売を行った例です。  
【伝票販売】では、容器の点検から納品までを販売事業者Bが行っていますが、販売契約を交わしているのは販売事業者Aなので、販売事業者Aは納品日や容器番号等の納品記録を販売事業者Bと共有する必要があります。その理由は次の高圧ガスの販売に係る法令基準に出てきます。

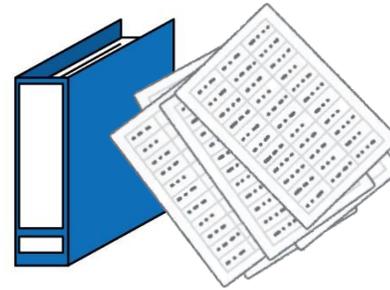
### 3. 高圧ガスの販売に係る法令基準

ここまで高圧ガスの販売方法と販売形態について例を挙げて説明しました。  
それでは、ここからは高圧ガスの販売に係る法令基準等を確認していきましょう。

## 帳簿

まず、販売事業者が備えるべき帳簿について説明します。

### 販売先保安台帳（顧客台帳）



#### 《販売先保安台帳に記載すべき項目》

- ① 引き渡し先の名称及び所在地
- ② 引き渡し先に対する販売上の保安責任者（担当者）
- ③ 販売先が消費者の場合は、消費場所・消費の方法・ガス種ごとの使用の状態等
- ④ 販売先が販売事業者の場合は、販売事業登録（届出）の年月日

#### Point

販売先保安台帳はパソコン等によるデータ管理でも問題ありません。  
上記①～④の台帳に記載すべき項目が網羅されるよう管理しましょう。



# 容器授受記録簿



容器が行方不明にならないように記録・管理してください

## 《容器授受記録簿に記載すべき項目》

- ① 授受年月日 ⇒ 入出荷日または納品・返納日のことです。
- ② 授受先 ⇒ 仕入先、納入先のことです。
- ③ 充てん容器の記号及び番号 ⇒ 容器に刻印されている記号・番号のことです。
- ④ 充てん容器ごとの高圧ガスの種類及び充てん圧力（液化ガスは充てん質量）⇒ 高圧ガスの品名と数量のことです。

容器授受記録簿は記載の日から **2年間** 保存しなければなりません。



納品書に上記①～④の情報が記入されていれば  
容器授受記録簿の役割を果たします。

**Point**

私が授受記録簿  
になります！

2年間は  
捨てないで！

販売先保安台帳と同様にパソコン等によるデータ管理  
でも問題ありません。

OK!



# 周知記録簿



液化石油ガス  
アセチレン  
天然ガス・酸素

『周知記録簿』が登場しましたので、ここで【周知】について説明します。

## 《販売する際に【周知】が必要な高圧ガス》

- ① 溶接又は熱切断用の「液化石油ガス、アセチレン、天然ガス、酸素」
- ② 在宅酸素療法用の「液化酸素」
- ③ スクーバダイビング等呼吸用の「圧縮空気」等
- ④ 燃料用（自動車用除く）の「液化石油ガス」



液化酸素



圧縮空気

周知は販売契約を締結したとき及び周知をしてから1年以上経過して高圧ガスを引き渡すときごとに行わなければなりません。



左にあるのは溶接・熱切断用高圧ガスの周知文書例です。高圧ガスの販売における【周知】とはこのような書面を消費者に配布することを指します。

## 《周知記録簿に記載すべき項目》

- ① 周知先の消費者の氏名又は名称及び住所
- ② 周知をした者（担当者）の氏名
- ③ 周知の年月日

Point

周知記録専用の帳簿を備えても良いですが、販売先保安台帳に記載するのが一般的です。データ管理もOKです。

○月▲日  
周知OK!  
担当は私



出典：一般社団法人全国高圧ガス溶剤組合連合会

## 帳簿まとめ

ここで、高圧ガスの販売に係る3つの帳簿についてまとめます。

帳簿は現物販売・伝票販売に関係なく備えるよう義務付けられていますので、伝票販売を行っている販売事業者の場合は、納入業者との情報共有を行い、帳簿に記載しましょう。各帳簿の管理方法については、専用の書面に限らず、パソコンによるデータ管理等でも問題ありませんので、記載すべき項目に漏れがないように管理しましょう。

### 販売先保安台帳

販売先（顧客）ごとに作成する

### 容器授受記録簿

容器の入出荷、納品、返納について容器番号、日付等を記載し、2年間保存する

### 周知記録簿

販売先保安台帳に記載してOK  
周知年月日、周知先、担当者を記載

次は、『販売主任者』について説明します。

# 販売主任者

それでは、『販売主任者』について説明します。  
選任が必要なガスと資格について確認しましょう。

資格も経験も  
有ります！

販売するガス種によっては、法令で定められた資格と経験を持つ**販売主任者**の選任が義務付けられています。選任・解任は『**高圧ガス販売主任者届**』によって行います。販売方法や販売形態に関係なく、該当するガスを販売する場合は選任しなければなりません。



販売主任者

## 《販売主任者の選任が必要な高圧ガス》 太字 = 取り扱う販売店が多いもの

**液化石油ガス**、**アセチレン**、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、**酸素**、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン

### 販売主任者に必要な資格と経験

#### 一般高圧ガス（以下のうち一つ）

- ・ 第一種販売主任者
- ・ 甲種化学製造保安責任者
- ・ 乙種化学製造保安責任者
- ・ 甲種機械製造保安責任者
- ・ 乙種機械製造保安責任者

or

#### 液化石油ガス（以下のうち一つ）

- ・ 第二種販売主任者
- ・ 甲種化学製造保安責任者
- ・ 乙種化学製造保安責任者
- ・ 甲種機械製造保安責任者
- ・ 乙種機械製造保安責任者
- ・ 丙種化学製造保安責任者



6か月以上の製造  
又は販売の経験

# 保安教育

「保安教育」について確認しましょう。

高圧ガス保安法では、販売事業者はその従業者に**保安教育を施さなければならない**、と定めています。保安教育は販売事業者に限らず、高圧ガスの製造所や貯蔵所等においても**実施が義務付けられている重要な項目**です。

## 《保安教育実施のポイント》

- ①計画的に実施する（年1回以上）
- ②外部の研修会、講習会への参加
- ③実施記録を保存しておく

### Point

※必ず実施記録を保存し、次回の保安教育に役立てましょう。

## 《高圧ガス販売事業者の保安教育実施例》

- ・販売主任者等有資格者による高圧ガスの基礎知識の伝達・指導
- ・販売する高圧ガスに関する資料の回覧
- ・高圧ガス関係団体等が主催する講習会への参加（社内で資料を回覧）
- ・高圧ガスに関するeラーニングの活用



ふむふむ、  
容器の取扱い  
周知の実施  
...

○月▲日  
高圧ガス  
社内研修  
実施

# 高圧ガスの事故

高圧ガスの販売に係る法令基準の最後に高圧ガスの事故について説明します。

高圧ガスの事故とは・・・

高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、**販売**、移動その他の取り扱い、消費及び廃棄並びに容器の取り扱い中に発生した事象で、次に掲げるものを指します。



爆発



火災



噴出・漏えい



破裂・破損



盗難・喪失

事故が発生したときは『**事故届**』を提出する必要があります。

**Point**

## 《事故を防ぐために》

高圧ガスの販売事業者が関わることが多い事故事象が、充てん容器の【**盗難・喪失**】です。容器授受記録簿による容器の出納管理を徹底し、引き渡しから一定期間経過しているものについては、販売先に使用状況を確認し、容器の交換や返却を求める等、容器が長期間販売先に留まらないような管理をすることで事故防止につながります。

## 4. 高圧ガス販売 Q & A

高圧ガスの販売に関してよくある疑問や、わかりにくい点を Q & A 形式で解説していきます。

Q 1 販売するガスの種類を追加したいのですが、何か手続きが必要ですか？

A 1 はい。  
販売事業者は、販売する高圧ガスの種類を変更したときは、その変更について、遅滞なく届け出なければならないと法令で定められています。届け出は「販売に係る高圧ガスの種類変更届書」の提出で行います。

但し、変更（追加）するガスの種類が以下に示すものと同一区分内であれば、届け出は不要です。

- ① 冷凍設備内の高圧ガス ※高圧ガス保安法の適用を受ける冷凍設備内に充てんされている冷媒
- ② 液化石油ガス（炭素数 3 又は 4 の炭化水素を主成分とするものに限り①を除く）
- ③ 不活性ガス（①を除く）

【補足】

届け出が不要となる変更については、既に①～③のいずれかの区分に該当するガスを販売していることが前提条件となります。

《例 1》

プロパン（区分②）と窒素（区分③）を販売している販売事業所が、プロピレン（区分②）とアルゴン（区分③）を追加する場合は届け出不要です。

《例 2》

酸素（区分①～③以外）を販売している販売事業所が窒素（区分③）を追加する場合は届け出が必要です。



追加するガス種によっては販売主任者の選任が必要となります。

Q 2 販売主任者の役割って何ですか？



A 2 販売主任者の選任が必要となる高圧ガスには、可燃性または毒性を有するもの、可燃性と毒性の両方を有するもの、そして支燃性を有する酸素が該当しています（p11参照）。これらの高圧ガスで爆発事故や漏えい事故等が発生した場合、大規模な人的被害及び物的被害を招くおそれがあり、その取り扱いには十分注意する必要があると言えます。

それでは、販売主任者は何をするのが仕事なのか・・・

法令では、「**販売主任者は、高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を管理する。**」と定めています。

具体的な役割としては、危険性の高い高圧ガスを販売するにあたって、高圧ガスの販売に係る各帳簿を適正に管理し、販売するガスについて個々のガス特有の性質や取り扱いを熟知するとともに、**販売先の保安状況を把握しておくことが必要である**といえます。

販売主任者として法令上定められている業務は、法令で指定されたガスの販売に関する保安業務ですが、その他の販売するガスについても、ガスの性質、取り扱いを十分に理解し、**単にガスの販売のみならず、販売先の保安指導も含めた保安業務を行う**ことで、その役割を果たせるのではないのでしょうか。

販売主任者は高圧ガスの販売に係る保安管理の責任を有する立場であり、これらの業務を確実に行うことによって、高圧ガスによる事故・災害を防止し、公共の安全確保に努めなければなりません。

Q 3 充てん容器の保管場所、保管方法の法令基準はありますか？

A 3

はい。

充てん容器の引き渡しによる現物販売を行っている販売事業者は充てん容器を保管する第一種貯蔵所、第二種貯蔵所又は容器置場を所有し、管理しなければなりません。

販売事業者が容器を保管する形態として最も多いのは、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所に該当しない容器置場となっていますので、今回は容器置場の基準について回答します。

#### 《容器による貯蔵の基準》

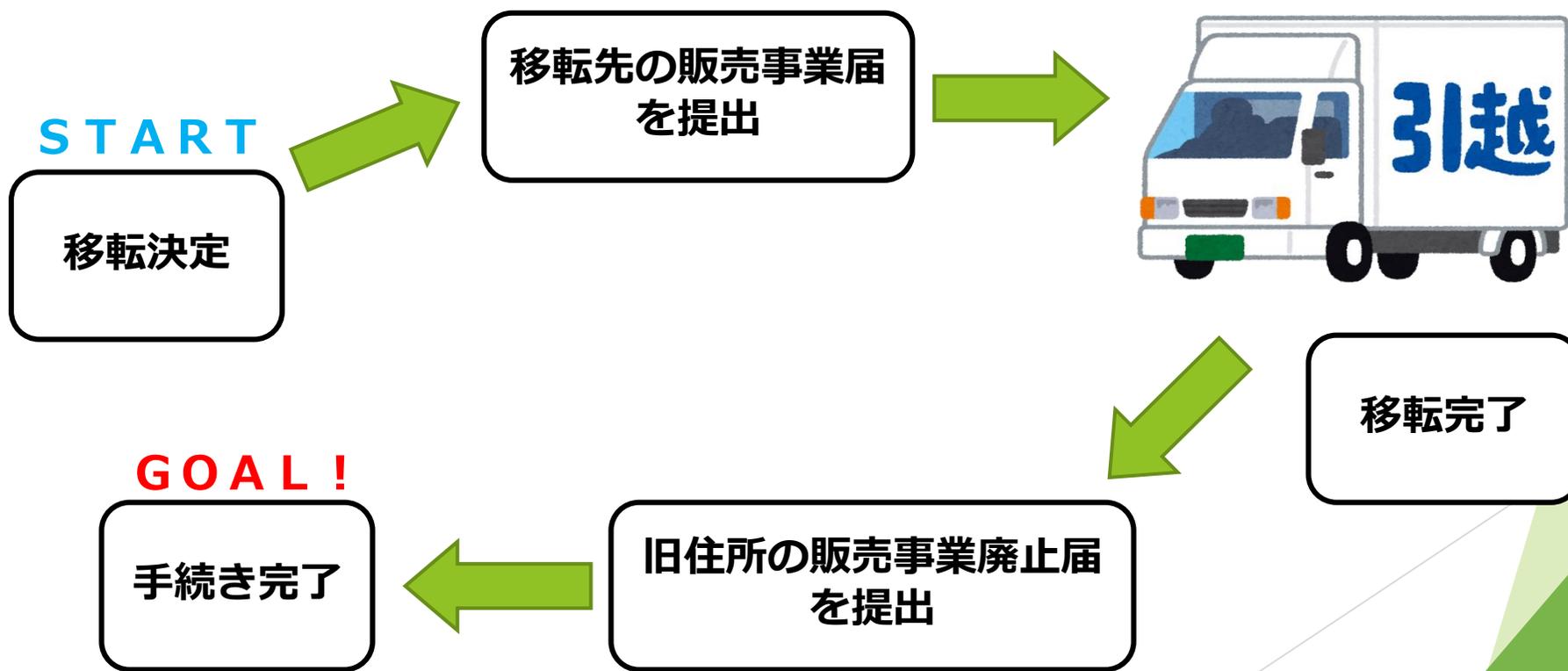
- ① 可燃性ガス、毒性ガスの貯蔵は通風のよい場所で行うこと。
- ② 充てん容器等は充てん容器と残ガス容器に区分して容器置場に置くこと。
- ③ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素ガス容器を区分して容器置場に置くこと。
- ④ 容器置場には計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。
- ⑤ 不活性ガス及び空気以外の容器置場の周囲2 m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ引火性又は発火性の物を置かないこと。※有効に遮る措置を講じた場合を除く
- ⑥ 充てん容器等は、常に40℃以下に保つこと。
- ⑦ 充てん容器等（5 L以下を除く）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ粗暴な取り扱いをしないこと。
- ⑧ 可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えないこと。
- ⑨ 船、車両、鉄道車両等に積載した状態で貯蔵しないこと。
- ⑩ 15年以上経過した一般複合容器を貯蔵しないこと。

上記の10項目のうち該当するものについて基準通り貯蔵しなくてはなりません。各項目への具体的な措置等でご不明な点がございましたらお問い合わせください。



Q 4 販売所を移転したいのですが変更手続きは必要ですか？

A 4 高圧ガス保安法で定められている高圧ガスの販売に係る変更手続きは、Q & Aの1問目で登場した「販売に係る高圧ガスの種類変更届書」のみとなっています。また、販売所の移転に伴い、充てん容器の保管場所にも変更が生じると考えられますので、改めて移転先住所での「高圧ガス販売事業届」を移転20日前までに提出していただくことになります。お手数ですが、販売主任者の選任についても、再度行っていただく必要があります。移転が完了したら、旧住所の販売所について「高圧ガス販売事業廃止届」を提出し、手続きは完了です。



おつかれさまでした！